

鳥取市市政改革推進市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる効率的で効果的な行政経営を実現し、もって市民及び生活者へのわかりやすく満足のいくサービスの提供に資するため、鳥取市市政改革推進市民委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の職務を行う。

- (1) 市政改革プランの決定、推進及び見直しに際し、意見を述べること。
- (2) 行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議を行うこと。
- (3) 市政改革プラン実施計画の結果に対して、評価を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 市内企業・団体の代表者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、公職等にある委員が任期中にその職を離れたときは、委員を辞任したものと見なし、補欠により委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員の互選により選出した委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委任状をもって、委員の出席と見なすことができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(資料の提出)

第6条 委員長は、委員会が所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し、参考資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、これを提出しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行財政改革課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。